



生産性向上特別措置法に基づく 先端設備等導入計画認定のごあんない

大阪市では、「生産性向上特別措置法」に基づき、大阪市内に事業所を有する中小企業者が労働生産性を一定向上させるため策定する先端設備等導入計画を審査し、本市の導入促進基本計画に合致する場合に認定を行います。認定を受けられた中小企業者は、固定資産税の特例措置等の支援策に申請することができます。

先端設備等導入計画の認定を受けられる方は、本要領をご参照のうえ、ご申請ください。

1 認定を受けられる中小企業者

先端設備等導入計画の認定を受けられる中小企業者は、中小企業等経営強化法第2条第1項に該当する方です。また、本市が認定を行うのは、大阪市内にある事業所において設備投資を行うものです。

○中小企業等経営強化法第2条第1項に定める中小企業者

業種分類	資本金の額又は出資の総額	常時使用する従業員の数	業種分類	資本金の額又は出資の総額	常時使用する従業員の数
製造業その他	3億円以下	300人以下	ゴム製品製造業*	3億円以下	900人以下
卸売業	1億円以下	100人以下	ソフトウェア業 又は情報処理サービス業	3億円以下	300人以下
小売業	5千万円以下	50人以下	旅館業	5千万円以下	200人以下
サービス業	5千万円以下	100人以下			

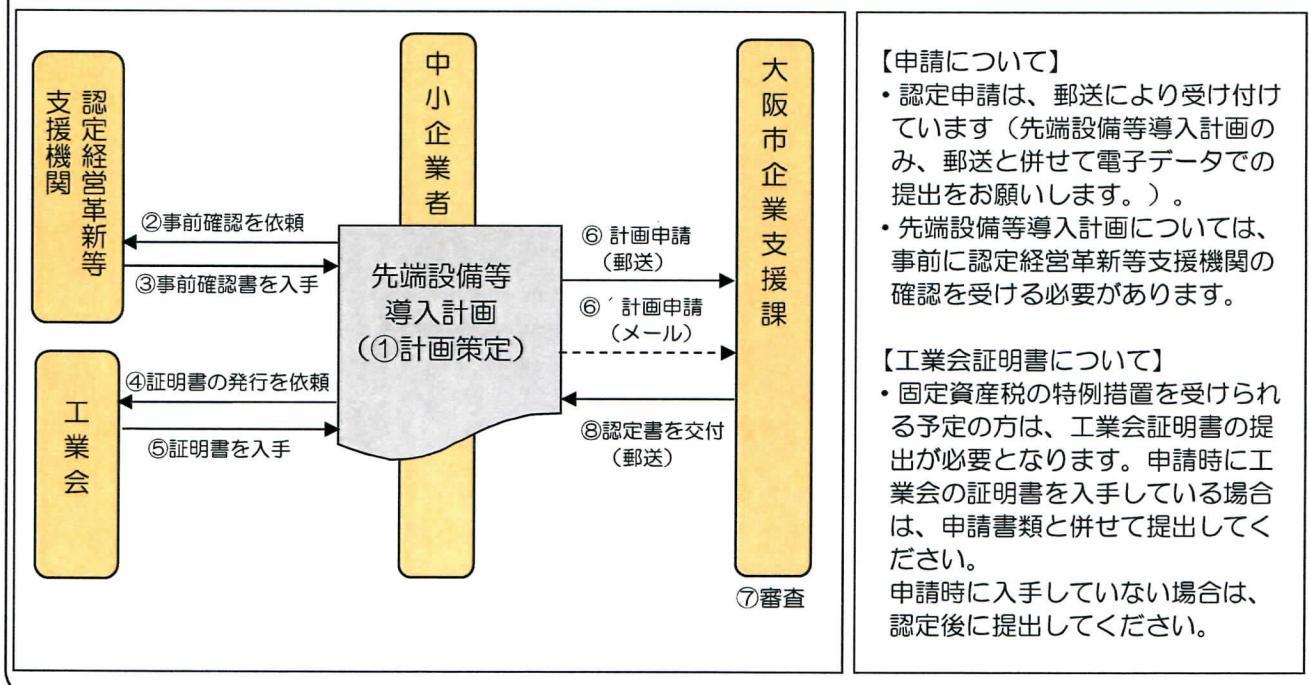
*自動車又は航空機用タイヤ及びチューブ製造業並びに工業用ベルト製造業を除く。

(注) 認定を受けられる中小企業者に該当する法人形態等について

①個人事業主 ②会社（会社法上の会社（有限会社を含む。）及び仕業法人） ③企業組合、協業組合、事業協同組合、事業協同小組合、協同組合連合会、水産加工業協同組合、水産加工業協同組合連合会、商工組合（「工業組合」「商業組合」を含む。）、商工組合連合会（「工業組合連合会」「商業組合連合会」を含む。）、商店街振興組合、商店街振興組合連合会 ④生活衛生同業組合、生活衛生同業小組合、生活衛生同業組合連合会、酒造組合、酒造組合連合会、酒造組合中央会、内航海運組合、内航海運組合連合会、技術研究組合

(注) 固定資産税の特例措置は対象となる中小企業者の要件が異なりますのでご注意ください。

2 申請から認定までの流れ（フロー図）



3 申請方法及び認定書の受領方法

【申請方法】

申請時必要書類（紙）を郵送により申請してください。また、郵送と併せて必要書類のうち先端設備等導入計画（Word ファイル）を下記メールアドレス宛に送付してください。

＜申請書送付先＞

〒541-0053 大阪市中央区本町1-4-5（大阪産業創造館2階）

大阪市経済戦略局産業振興部企業支援課（企業支援担当）宛

「先端設備等導入計画認定申請書類在中」

＜メール送信方法＞

宛先：sentansetsubu-nintei@city.osaka.lg.jp

件名：先端設備等導入計画申請（〇〇株式会社）

文面：大阪市経済戦略局企業支援課宛

先端設備等導入計画を作成しましたので Word ファイルを送付します。

申請書については郵送します。

※留意点

- ・先端設備等導入計画のみメールで送付してください。
- ・上記メール送信により申請を受け付けるものではありません。申請時必要書類（紙）の郵送は必ず必要となります。
- ・申請書類に不備等がある場合は、申請者宛てにメールにて修正の連絡をします。
- ・上記メールアドレスは、申請書類の修正内容等を連絡するために使用します。認定申請に関する一般的なご相談・お問い合わせについてはお答えできませんので、電話にてお問い合わせください。
- ・修正依頼メール送付後、一定期間内に修正がなされない場合あるいは修正依頼の連絡が取れない場合等は、申請書類一式を返信用封筒で返送する場合があります。ご了承ください。

【認定書の受領方法】

認定書については、申請時に同封していただいている返信用封筒により郵送します。

4 先端設備等導入計画の主な要件

中小企業者が、①計画期間内に、②労働生産性を一定程度向上させるため、③先端設備等を導入する計画（先端設備等導入計画）を策定し、本市の導入促進基本計画等に合致する場合に認定を受けることができます。

要 件	内 容
① 計 画 期 間	計画認定から3年、4年又は5年の期間で目標を達成する計画であること
② 労 働 生 産 性 の 向 上 の 目 標	計画期間において、基準年度（直近の事業年度末）比で労働生産性が年平均3%以上向上すること（注1） ○労働生産性の算定式 <u>（ 営業利益 + 人件費 + 減価償却費 ）</u> 労働投入量（労働者数又は労働者数×一人当たり年間就業時間）
③先端設備等の種類	労働生産性の向上に必要な生産、販売活動等の用に直接供される設備であること（注1） 【減価償却資産の種類（注2）】機械及び装置、器具及び備品、測定工具及び検査工具（注3）、建物附属設備、ソフトウェア

(注1) 労働生産性の向上に必要な生産、販売活動等の用に直接供される設備の導入によって労働生産性が年平均3%以上向上する見込みであることについて、認定経営革新等支援機関の確認書を添付してください。

○参考：認定経営革新等支援機関一覧（中小企業庁 HP）

<http://www.chusho.meti.go.jp/keiei/kakushin/nintei/kikan.htm>

(注2) 固定資産税の特例措置は対象となる設備の要件が異なりますのでご注意ください。

○参考：固定資産税の特例措置に係る内容（中小企業庁 HP）

<http://www.chusho.meti.go.jp/keiei/seisansei/2018/180524seisanseiPRgaiyou.pdf>

(注3) 電気又は電子を利用するものを含む。

5 認定のポイント

- ・導入促進基本計画に適合するものであること
- ・先端設備等の導入が円滑かつ確実に実施されると見込まれるものであること
- ・認定経営革新等支援機関（商工会議所、商工会等）において事前確認を行った計画であること

6 申請時必要書類

提出された書類は、お返しできませんのでご了承ください。

申請時に 必要な書類	先端設備等導入計画に係る認定申請書	1通	
	先端設備等導入計画	1通	
	先端設備等導入計画に関する確認書（認定支援機関確認書）	1通	注1
	大阪市暴力団排除条例に係る誓約書	1通	
	申請提出用チェックシート	1通	
	返信用封筒（申請者の住所、氏名が記載され、切手を添付したもの）	1通	注2
固定資産税の 特例措置を受 ける場合に必 要な書類 (注3)	(申請時に入手している場合) 工業会証明書の写し	1通	
	(申請時に入手していない場合) ※先端設備等導入計画の認定後に提出してください。 工業会証明書の写し・先端設備等に係る誓約書	各1通	

※様式は、大阪市ホームページよりダウンロードしてください。

<http://www.city.osaka.lg.jp/keizaisenryaku/page/0000436801.html>

(注1) 労働生産性の向上に必要な生産、販売活動等の用に直接供される設備の導入によって労働生産性が年平均3%以上向上する見込みであることについて、認定経営革新等支援機関の確認書を添付してください。

(注2) 大阪市からの認定書（A4サイズ1枚）及び認定申請書（先端設備等導入計画含む）の写しを送付するために使用します。

- ・送信記録を確認できるため、返信用封筒はレターパック及びレターパックライトの使用を推奨します。
- ・宛名は申請書の住所、氏名を記載してください。（第三者宛の場合は封筒の再送を依頼する場合があります。）
- ・返信用封筒には切手（申請書類と同程度の重量物を送付可能な金額）を貼付してください。

(注3) 申請時に工業会の証明書を入手していない場合でも、先端設備等導入計画の認定を受けることは可能です。その場合、計画認定後から固定資産税の賦課期日（1月1日）までに大阪市経済戦略局企業支援課へ工業会証明書の写しと先端設備等に係る誓約書を提出することにより、固定資産税の特例措置を受けるための税務申告ができます。

※国の補助金を申請される場合、補助金の交付決定前に契約した設備は補助対象になりません。

○参考：工業会等による証明について（中小企業庁 HP）

(URL) <http://www.chusho.meti.go.jp/keiei/kyoka/kougyoukai.html>

7 留意点

- 申請していただいた書類等に不備等がない場合、概ね2週間程度で認定書を発行します。
- 計画認定後、先端設備等導入計画の進捗状況を把握させていただくためアンケート調査を実施する場合があります。
- 計画内容に変更（設備の変更及び追加取得等）が生じた場合は、計画変更認定を受ける必要がありますので、お問い合わせください。
- 先端設備等導入計画の認定要件と固定資産税の特例措置をうけることができる要件は異なりますので、ご留意ください。

（参考）固定資産税の特例について

先端設備等導入計画の認定を受けた中小企業のうち、次の要件を満たした場合、地方税法において固定資産税の特例を受けることができます。

要 件	内 容
対象者	資本金額1億円以下の法人、従業員1,000人以下の個人事業主等のうち、先端設備等導入計画の認定を受けた者（大企業の子会社を除く）
対象設備	生産性向上に資する指標（注1）が旧モデル比（注2）で年平均1%以上向上する下記の設備（注3） 【減価償却資産の種類（最低取得価格／販売開始時期（注3））】 <ul style="list-style-type: none">機械及び装置（160万円以上／10年以内）器具及び備品（30万円以上／6年以内）測定工具及び検査工具（注4）（30万円以上／5年以内）建物附属設備（注5）（60万円／14年以内）
その他	生産、販売活動等の用に直接供されること 中古資産でないこと
特例措置	当該認定を受けて新たに行った生産性向上に資する設備投資にかかる償却資産の固定資産税は、当初3年間ゼロとなります。

- (注1) 生産性向上に資する指標とは、生産効率、エネルギー効率、精度その他の生産性の向上に資するもの
- (注2) 旧モデル比とは、先端設備等導入計画に記載した導入設備と同一の製造業者が製造した同一の種別に属する設備の一つ前のモデルと比較してください。
- (注3) 生産性向上（生産性に資する指標が旧モデル比で年平均1%以上向上）の要件を満たしていること及び一定の期間内に販売が開始された製品であることについて、工業会の証明書を添付してください。
- (注4) 電気又は電子を利用するものを含む。
- (注5) 家屋と一体となって効用を果たすものを除く。

認定申請に関する相談・お問い合わせ先

大阪市経済戦略局産業振興部企業支援課（企業支援担当）

電話 06-6264-9938

（受付時間 9時～12時、13時～17時）

※土、日、祝日を除く